

第 6 3 号議案

加東市立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定の件

加東市立へき地保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市立へき地保育所条例の一部を改正する条例

加東市立へき地保育所条例（平成 2 0 年加東市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（保育児童の範囲）

第 3 条 へき地保育所で保育する児童は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども
- (2) 保育を実施する初日において満 1 歳以上の法第 1 9 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第63号議案 要旨

### 加東市立へき地保育所条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

加東市立へき地保育所の保育の対象に係る規定を保育の実施基準から保育児童の範囲とし、対象児童を明確化するため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

加東市立へき地保育所の保育の対象を明確化するよう規定を改めること。（第3条関係）

#### 3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p><u>(保育の実施基準)</u></p> <p>第3条 <u>へき地保育所における保育の実施基準は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定を準用するほか、へき地保育所設置要綱第1に規定する目的を尊重して行うものとする。</u></p>	<p><u>(保育児童の範囲)</u></p> <p>第3条 <u>へき地保育所で保育する児童は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども</u></p> <p>(2) <u>保育を実施する初日において満1歳以上の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども</u></p>